

長期増分費用モデル研究会の運営について(案)

1 会議について

会議は、原則として公開とする。

ただし、事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱う場合は、非公開とする。

2 会議資料について

(1) 取扱い

研究会の会議資料は、原則として公開とする。

ただし、事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱う資料については、非公開とする。

(2) 公開方法

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課で一般の閲覧に供し、また、総務省ウェブサイトに掲載する。

3 議事内容

(1) 取扱い

研究会の議事内容については、事務局にて議事要旨を作成の上、原則としてこれを公開する。

ただし、事業者の経営上の機密に関する情報に関する発言については、関係事業者に事前に確認を行い、非開示とすることが適当であると認められるものについては、非公開とする。

(2) 公開方法

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課で一般の閲覧に供し、また、総務省ウェブサイトに掲載する。